

宮城県気仙沼市・本吉郡唐桑町の合併

【新市の概要】

1 新市町村名

気仙沼市

2 合併の方式

気仙沼市及び唐桑町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

3 廃置分合予定日

平成18年3月31日

4 新市の人口、面積

市町村名	住基人口(人) (H16.4.1)	国調人口(人) (H12)	面積(km ²) (H15 国土地理院)	人口密度 (人/km ²)
気仙沼市	60,042	61,452	184.36	333.33
唐桑町	8,555	8,841	42.31	208.96
気仙沼市	68,597	70,293	226.67	310.11

5 合併の特徴

(1) 事務所の位置

新市の事務所の位置は、現在の気仙沼市役所の位置とする。
現在の唐桑町の役場の位置に総合支所を置く。

(2) 議会議員の取り扱い

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用しない。

地方自治法第91条第7項に定める新市の議会の議員の定数は30人とする。
公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区は設けない。

(3) 農業委員会の取り扱い

新市に一つの農業委員会を置く。

気仙沼市及び唐桑町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、20人とする。

新市の農業委員会の選挙による委員の選挙区は、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項の規定を適用し、2選挙区を設け、各選挙区ごとの定数は、気仙沼市鹿折地区、同市気仙沼地区、同市新月地区及び唐桑町の区域12人、気仙沼市松岩地区、同市階上地区及び同市大島地区の区域8人とする。

(4) 地方税の取り扱い

地方税の取扱いについて、下記のとおりとする。

市民税

個人市民税の税率及び納期は、1市1町に相違が無いため現行のとおりとする。

法人市民税の税率及び納期は、1市1町に相違が無いため現行のとおりとする。

固定資産税

固定資産税の税率は、1市1町に相違が無いため現行のとおりとする。

固定資産税の納期（納期限）は、合併時までに調整する。

軽自動車税

軽自動車税の税率は、1市1町に相違が無いため現行のとおりとする。

軽自動車税の納期（納期限）は、1期（5月末日）とする。

軽自動車税の課税方法は、唐桑町の例による。

その他の税

都市計画税（都市計画区域内）の税率及び納期は、気仙沼市の例による。

入湯税の税率は、気仙沼市の例による。

市たばこ税、鉱産税、特別土地保有税の税率は、1市1町に相違が無いため現行のとおりとする。

(5) 地域審議会等

地域審議会は設置しないものとする。

市町村の合併の特例に関する法律第5条の5第1項の規定に基づき、合併前の唐桑町の区域に「地域自治区」を置くものとする。なお、同法第5条の5及び第5条の6の規定による合併関係市町村の協議により定める事項その他必要な事項については、「地域自治区の設置に関する協議書」によるものとする。

6 合併の経緯

H15.2.10	「気仙沼市・本吉町・唐桑町法定合併協議会設置準備会」設置
H15.5.16～19	各市町において「気仙沼市・本吉町・唐桑町合併協議会」設置議案を可決
H15.5.21	「気仙沼市・本吉町・唐桑町合併協議会」設置
H16.12.12～24	1市2町41会場で住民懇談会開催
H17.1.16	唐桑町で合併の是非を問う住民投票が実施され「賛成(80.0%)」「反対(20.0%)」

H17.1.29	合併協定書調印式
H17.2.4	気仙沼市及び唐桑町議会で合併議案を可決、本吉町は否決
H17.2.28	本吉町議会で合併議案を2度目の否決
H17.3.17	「気仙沼市・唐桑町合併協議会」設置
H17.3.27	合併協定書調印式
H17.3.30	気仙沼市及び唐桑町議会で合併議案を可決
H17.3.30	宮城県知事へ廃置分合の申請書提出
H17.7 予定	廃置分合に係る宮城県議会の議決
H17.7 予定	宮城県知事による廃置分合の決定

7 議員の定数について

議 員 定 数	30人
現在の各町ごとの定数	気仙沼市 27人 唐桑町 18人